

よくわかる年金

公的年金の基本と2004年制度改正（その4） ～女性と年金～



総合研究部 須藤 一紀

（要旨）

夫がサラリーマンの専業主婦は保険料負担なしで基礎年金を受け取る。共働きの増加などを背景に、新しい仕組みへの転換が検討されたが、意見の一致をみず抜本改正は見送られた。女性と年金を巡る見直しは、離婚時の年金分割、遺族年金の見直し、育児休業取得者への支援拡充の3点に限定された。個人単位化の是非も含め、引き続き制度の在り方を模索していく必要がある。

1. はじめに～第3号被保険者制度の仕組みと導入の経緯

今回は、女性と年金の問題を取り上げる。

現行制度の下では、被用者に扶養される専業主婦は第3号被保険者と区分される。第3号被保険者には保険料負担がないが、基礎年金の給付がある。パートタイマーとして働いても、所定労働時間が正社員の概ね3/4未満かつ年収130万円未満なら第3号被保険者となる。

この仕組みは、1986年の基礎年金導入時に出来た。それまで専業主婦は「国民年金に任意加入」で、加入率は約8割だった。しかし、それ以外の人々の離婚や障害時の無年金が問題となった。これを解決し「国民皆年金」とすることなどが必要とされ、任意の保険料徴収を止めて第3号被保険者制度を作った。給付については夫の厚生年金の一部を妻名義の基礎年金に振り替えた（資料1）。この制度導入は、当時、婦人の年金権確立として概ね好意的に受け止められた。国会で「専業主婦に有利で、独身や共働きに不利」という指摘があったが大きな論点にはならなかったとされる（注1）。

しかし、その後20年近くが経ち、家族のあり方、働き方は変わった。共働きや未婚が増加、「夫サラリーマン、妻専業主婦で子供あり」が日本の平均的な家族とは言えなくなり、制度の不公平が指摘される場面も目立ってきた。

2004年改正では様々な見直しが検討されたが、結局その多くが実現せず今後の課題として残った。以下、制度の問題点、見送られた改正案の内容、実際の改正ポイントを整理する。

資料1 86年の給付水準・区分変更

<改正前>		<改正後>	
32年加入		40年加入	
夫分	報酬比例部分 81,300円	報酬比例年金 76,200円	夫分
	定額部分 76,800円	基礎年金 50,000円	
	加給年金 15,000円	基礎年金 50,000円	妻分
計173,100円 (代替率68%)		計176,200円 (代替率69%)	

（出所）年金研究所「財政と社会保障の諸問題」S63（注1）代替率は対現役男性平均標準報酬月額比（注2）妻専業主婦

2. 第3号被保険者制度が専業主婦に有利とされる根拠

（1）世帯単位と個人単位

まず、世帯単位でみる。夫の所得が月50万円の片働きと夫婦共に25万円を稼ぐ共働きとを比べると、負担も給付も全く同じになる（資料2）。現行の仕組みは世帯所得が同一なら、片働きでも共働きでも負担や給付に差が生じない（注2）。独身世帯は、夫婦世帯に比べて収支（単純に給付÷負担）が悪い。これを不公平と見ることもできるが、同一所得の独身世帯と夫婦世帯では負担能力や必要生活費などの差が大きく、単純な比較は好ましくないとと言える。

個人単位でみると様子が変わる（資料3）。専業主婦だけ負担がな

資料2 世帯毎の負担と給付（概算）

	（単位：万円/月）		
	片働き	共働き	独身
夫(独身)月収	50.0	25.0	50.0
妻月収	-	25.0	-
月収計	50.0	50.0	50.0
夫(独身)保険料	3.4	1.7	3.4
妻保険料	-	1.7	-
保険料計	3.4	3.4	3.4
夫(独身)報酬比例	10.4	5.2	10.4
夫(独身)基礎年金	6.6	6.6	6.6
妻報酬比例	-	5.2	-
妻基礎年金	6.6	6.6	-
年金計	23.6	23.6	17.0
年金計/保険料計	7.0	7.0	5.0

（出所）厚生労働省資料等より筆者作成
（注）加入38年。ボーナスはないとして、月収×12ヶ月＝年収で概算

く、片働き夫、共働き夫婦、独身がこれを補う。具体的には、厚生年金は、第3号の数も含んで計算した基礎年金拠出を行い、それを第2号被保険者だけで按分する。被用者全員で等しく専業主婦分を埋めているわけで、例えば専業主婦が給付を受けるために働く女性の負担が重くなっているのは事実だ。再び世帯単位でみれば、専業主婦を支える人が、片働き世帯に1人、共働き世帯には2人いることになる。

(2) 遺族年金は専業主婦世帯が有利

高齢期の遺族年金受給において専業主婦が有利なケースがある。夫の所得が50万円の片働きと夫所得30万円・妻所得20万円の共働きAとを比べる(資料4)。世帯合計の保険料・夫婦生存時の給付は同額だが、夫死亡時の遺族年金が違う。遺族年金は表中の3通りの計算の高い額を選ぶが、片働きは7.8万円、共働きは5.2万円となる。現役時の世帯保険料が同額でも専業主婦の方が遺族年金が高いという不公平が生じているわけだ。

また、共働きBの遺族年金は夫の3/4に当たる7.8万円が最も高いが、この計算に妻の報酬比例年金額は関係がない。つまり現役時の妻の保険料が掛け捨てになっているという問題がある。

(3) 夫の仕事で区分が変わる

同じ専業主婦でも、夫が第1号被保険者が第2号被保険者かで取り扱いが異なる。後者の場合、妻は第3号だが、前者の妻は第1号で国民年金保険料の納付義務がある。給付は第3号と同じ基礎年金ひとり分だ。夫の職業で妻の制度上の区分が変わる点は公平とは言えない。

そのほか、年収130万未満のパートタイマーを第3号と位置付ける制度が、女性の就労や能力発揮の障害となっているという意見がある。パートの就労調整には、103万円という税の壁も影響しており、130万円の見直しだけでは解決しない(注3)。ただし、今の仕組みが女性の就労にマイナスの効果を持つことは否定できない。

3. 検討の遡上に上った第3号制度見直し4案(結果は全て見送り)

2004年改正に向けて、様々な見直し案があった。大きく分けて、第3号からの保険料徴収、第3号の給付削減、夫婦の年金分割、パートの加入基準見直しに整理できる(資料5)。

現行の制度体系の下で、第3号制度を抜本的に見直すには、上記の か、専業主婦から保険料を取るか、給付をなくす(減らす)以外にない。しかし、この案は、いずれも決定的な支持を集めることなく見送られた。

夫婦の年金分割は、専業主婦を持つ第2号被保険者が払った

資料5 第3号被保険者制度見直しの選択肢

分類	具体的方法の例	主な問題点	今回の結論	
保3 険号 料も 負担	a) 2号と3号は基礎年金分を定額負担。残りは2号が定率負担	片働きも共働きも6650円×2を負担。保険料率は11.58%に下がる。	・定額保険料の特に低所得世帯への影響 ・3号の保険料に係る企業負担の是非	比較的早い時点で見送りの方針に
	b) 3号のいる夫の保険料率を上げる	3号のいる夫の保険料率15.1%、それ以外12.5%	・片働き世帯の負担増 ・料率複線化の雇用への影響	
給3 付号 調の 整	3号の基礎年金は国庫負担分。任意追加納付制度も導入	国年免除者同様、国庫負担1/2なら第3号の基礎年金1/2など。	・専業主婦の年金権後退。 ・女性が高齢単身となった時の低年金の問題	
年夫 金婦 分の 割	3号期間は夫婦が半分ずつ保険料を払ったとみなして年金権分割。世帯単位の負担と給付は変わらず		・潜在的な持分権分割の税制等との整合性 ・共働きからみた不公平残る ・2号同士の夫婦等の取り扱い	離婚の場合等に限り採用
加パ 入基 準の	パートの厚生年金加入基準を「所定労働時間が正社員の概ね3/4以上」「週20時間以上」に。第3号の数を縮小。		・パートの負担増 ・企業業績・雇用への影響 ・医療保険の取り扱い	5年後を目途に再検討

(出所) 資料2に同じ

資料3 個人単位でみた負担と給付(概算)

	片働き世帯		共働き世帯		独身
	夫	妻	夫	妻	
月収	25.0	0.0	25.0	25.0	25.0
保険料	1.7	0.0	1.7	1.7	1.7
報酬比例年金	5.2	0.0	5.2	5.2	5.2
基礎年金	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6
年金計	11.8	6.6	11.8	11.8	11.8

(出所・注) 資料2に同じ

資料4 片働きと共働きの遺族年金(概算)

		(単位:万円/月)		
		片働き	共働きA	共働きB
現役時	夫月収	50.0	30.0	50.0
	妻月収	0.0	20.0	20.0
	月収計	50.0	50.0	70.0
	夫保険料	3.4	2.0	3.4
	妻保険料	0.0	1.4	1.4
保険料計	3.4	3.4	4.8	
高齢期・生存時・夫婦	夫報酬比例年金	10.4	6.2	10.4
	夫基礎年金	6.6	6.6	6.6
	妻報酬比例年金	0.0	4.2	4.2
	妻基礎年金	6.6	6.6	6.6
	年金計	23.6	23.6	27.8
高齢期・死亡後・夫の選択	夫比例年金×3/4	7.8	4.7	7.8
	夫婦比例計×1/2	5.2	5.2	7.3
	妻比例年金	0.0	4.2	4.2
	妻基礎年金	6.6	6.6	6.6
	遺族年金計	14.4	11.8	14.4

(出所・注) 資料2に同じ

保険料について、年金給付計算上、半分は妻が負担したと考える。この期間に対応する報酬比例年金の半分は妻の持分となる。「専業主婦は負担なしに給付を受ける」という見方の転換も図る。世帯単で見た負担と給付は同じで不公平は解消しないという面はあるが、一方で、負担増なく女性の年金権を向上させ、将来の個人単位化への第一歩となり得る仕組みとも言えた。改正の有力な選択肢であったが、結局「さらに検討を深めるべき」という政治判断で見送りが決まった。

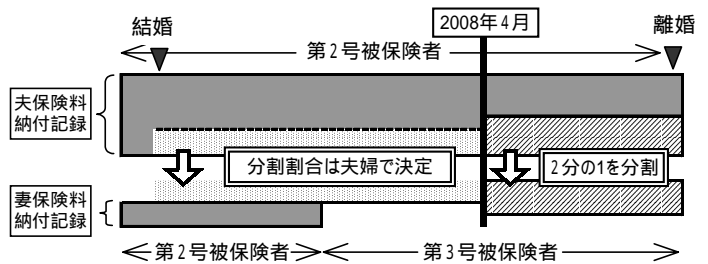
第3号の数を減らすべく、パートタイマーの厚生年金加入も提案された。保険料を負担する「支え手」を増やす狙いもあり法案提出間近まで検討が続けられたが、パートを多く抱える企業への影響などに考慮し、「5年後を目処に再検討」となった。

4. 2004年改正で何が変わるか

(1) 離婚したら年金が分割できる

2007年4月以降の離婚について報酬比例年金を夫婦で分割することを認める。2007年4月以前の婚姻期間も分割の対象になる。分割割合は、分割を受ける者の持ち分が夫婦合計の割を超えない範囲で、夫婦の話し合いで決める。合意できない時は、裁判所に分割割合の決定を頼める。

資料6 離婚時の年金分割



(出所) 資料2に同じ

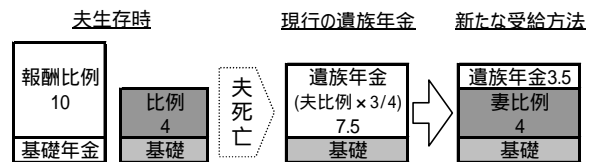
2008年4月以降の婚姻期間で、かつ第3号被保険者期間については、分割割合は1/2と決まっている(資料6)。年金制度に「妻が専業主婦など第3号の場合、夫が払った保険料は夫婦が共同して負担したものとする」という新しい認識を持ち込むためだ。今回改正で、夫婦の年金分割が見送られた経緯があるが、まずは夫婦共同負担という考え方を周知し、離婚に限る形で分割の仕組みを「先行導入」したとみることもできる。

(2) 遺族年金に関する3つの見直し

遺族年金については3つの見直しが決まった。全て2007年4月以降に適用する。

まず、妻の保険料が掛け捨てになることを防ぐため、夫死亡後も妻の厚生年金支給を続け、そのうえで、現行遺族年金の給付水準との差額を「遺族厚生年金」として払う仕組みに変える

資料7 高齢遺族年金の支給区分変更

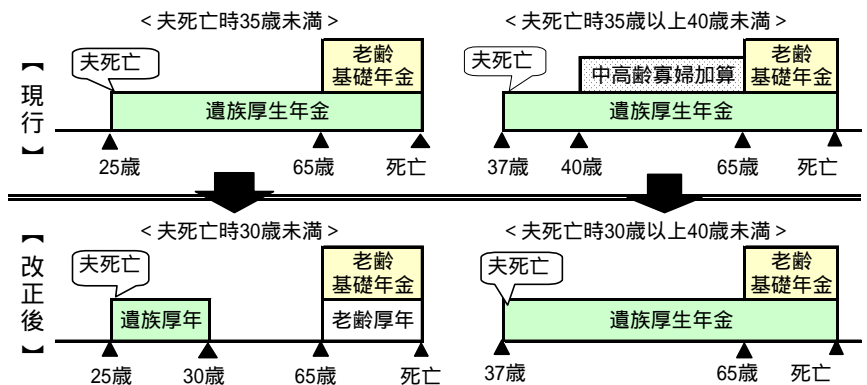


(出所) 資料2に同じ

(資料7)。言わば支給区分の変更で受給総額は変わらない。

第二に、中高齢寡婦加算の対象が狭まる(資料8)。中高齢寡婦加算は、「夫死亡時(子がある場合は、夫死亡後子の18歳到達時に妻35歳以上)であれば、40歳から65歳まで月約5万円を給付する。今回改正は給付内容は変えず、対象者を上記の「妻35歳以上」から「40歳以上」に縮小する。

資料8 中高齢寡婦加算の対象者縮小と若年遺族年金の期間短縮



(出所) 資料2に同じ (注) 「夫死亡時」とあるのは、夫死亡時に18歳未満の子を有する妻については、子の18歳到達時。

第三に、現行の遺族厚生年金は、子の有無や妻年齢によらず原則終身受け取れる。改正後は、夫死亡時に子のない30歳未満の妻は、給付期間が一気に5年に縮まる。

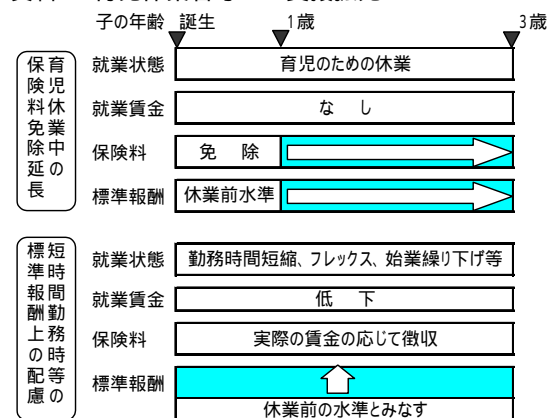
(3) 育児休業期間中の保険料免除を延長

次世代育成支援として、育児休業取得者等への年金制度上の支援が拡充される(資料9)。第一に、現在、育児休業(=子が1歳まで)取得者の厚生年金保険料は、労使ともに免除されている。休業前賃金に応じて保険料を払ったとみなされるので年金は減らない。2005年4月以降、この仕組みが適用できる期間を子が3歳になるまでに延ばす。

第二に、子が3歳までの間、育児のために短時間勤務、始業時刻の繰下げなどを利用して働き、賃金が下がった場合、子が生まれる前の賃金で将来の年金給付額を計算する仕組みを導入する。ただし、労働者は、実際に受け取った賃金に対応する保険料は支払う必要がある。

制度見直しの恩恵を受けるのは、会社が「1年以上の休業制度」や「短時間勤務」などを設けている場合だ。2002年の厚生労働省調査では、前者を実施する企業は1割強、後者でも5割程度に止まる。年金制度上の配慮が効果的にするには育児休業制度自体の充実が必要と言える。

資料9 育児休業者等への支援拡充



(出所) 資料2に同じ

5. 今後の課題～時間をかけて個人単位化の検討を

専業主婦をモデルとした給付体系は、確かに家族の多様化に対応しきれない。視点によって見方は変わるが、それなりの根拠を持って「専業主婦が有利」と捉えられること自体、制度が特定の生き方を推奨するようで問題がある。専業主婦が少数派となったわけでもなく、拙速な改革は好ましくないが、時間をかけて「ライフスタイルに中立な仕組み」を目指すべきある。その鍵はやはり、「負担と給付の個人単位化」であろう。

個人単位化の選択肢は、現行制度の下で第3号から保険料を徴収することだけではない。制度体系自体を見直し、全国民共通の報酬比例年金に再編成することなども検討に値する。これによって、同じ専業主婦でも夫の職業で取り扱いが異なるといった不公平もなくなる。

こうした改革を行うには、時間軸の活用と専業主婦層の細分化が必要だ。時間軸という点では、女性に関する就業環境の整備・改善を見極めていくことが大切である。また、一括りに専業主婦層とせず、個人単位化が馴染む者と馴染まない者を分けて考えるべきだろう。例えば、パート収入のある者、これから社会に出ていく若年層などには、比較的早い段階で保険料徴収を考えてもよいと思われる。反対に、現在中高齢の専業主婦に関しては平均的に就業機会が乏しいことを考慮すべきだ。86年以前に国民年金に任意加入した世代への政策の一環性という意味でも現行維持が適当と思われる。また、出産・育児中の専業主婦期間については、収入を得ることが難しい事情を鑑み、個人単位の年金制度の下でも給付算定上の十分な配慮が必要だろう。

(注1) 1986年以前の専業主婦任意加入の割合、制度導入時の評判や国会での議論については厚生労働省「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会第4回(2001.3.1)議事録」によった。

(注2) 例外的に、片働き世帯の夫が標準報酬上限を超える報酬を得ている場合、同一所得の共働き世帯に比べて年金の収支(給付/負担)が良くなるケースがある。

(注3) 配偶者特別控除によって103万円の壁は基本的になくなった。しかし、夫の所得が高く配偶者特別控除が受けられない場合、103万円が夫の会社の家族手当の支給基準などになっている場合に、その影響が残っている。